

古事記の雁卵生の祥瑞説話

菅野雅雄

『古事記』下巻冒頭の仁徳天皇条下に、普通「雁の卵の祥瑞」と呼ばれる一説話がある。今、全文を書き下して引くと、

亦一時、天皇豊楽したまはむと為て、日女島に幸行でましし時、其の島に鴈卵生みき。爾に建内宿禰命を召して、歌を以ちて鴈の卵生みし状を問ひたまひき。其の歌に曰りたまひしく、

たまきはる 内の朝臣 汝こそは 世の長人 そらみつ 倭の国に 雁卵生と聞くや

とのりたまひき。是に建内宿禰、歌を以ちて語りて白ししく、

高光る 日の御子 諾しこそ 問ひたまへ まこそに 問ひたまへ 吾こそは 世の長人 そらみつ 倭の国に 雁卵生と 未だ聞かず

とまをしき。如此白して、御琴を給はりて歌曰ひけらく、

汝が御子や 終に知らむと 雁は卵生らし

とうたひき。此は本岐歌の片歌なり。

という。

周知の如く、雁の中、日本に飛来するのはマガンで、多く北半球IIアジア・北アメリカの北部で繁殖し、秋季に日本にも渡来する。日本内地で産卵することは極めて稀なものでこのような物語を生じたものと考えられる。

『万葉集』卷二には八鳥埴立 飼之鴈乃兒 栖立去者 檀岡尔 飛反来年V(二八三)なる歌が収められている。こ

の第二句ハ鴈乃児Vを例えば「水鳥をさしたものと見るべきであらう」(沢瀉久孝博士『万葉集注釈』)と解くのは、日本では雁が卵を生むことがないという理解に立ってのことであり、この極端な形が、本文をハタカノコVと変え「カリ即ちガンは日本内地では子を生まない」(土屋文明氏『万葉集私注』)と註する態度である。

この稀有な出来事であった雁の産卵を、古代人は瑞兆と受け止め一篇の祥瑞説話を構成したが、これは独り『記』だけのことでなく、『書紀』仁徳条にも大同小異とも称せる形で記載されている。

そこで本稿では、この『記』『紀』両書に伝えられた雁産卵の説話を比較し、もって『記』説話の意味すること、引いては『記』編纂の意図を探ってみた。

二

その『書紀』に記載された説話とは、仁徳天皇五十年春三月条の物語で、今、『記』と同様、書き下して引用すると、

五十年の春三月の壬辰の朔丙申に、河内の人、奏して言さく、「茨田堤に、鴈産めり」とまうす。即日、使を遣して視しむ。曰さく、「既に実なり」とまうす。天皇、是に、歌して武内宿禰に問ひて曰はく、

たまきはる 内の朝臣 汝こそは 世の遠人 汝こそは 国の長人 秋津嶋 倭の国に 雁産むと 汝は聞かすや

武内宿禰、答歌して曰さく、

やすみしし 我が大君は 宜な宜な 我を問はずな 秋津嶋 倭の国に 雁産むと 我は聞かず

となり、「大同小異」とは見られるものかなり語り口を異にしているとも評せよう。

『書紀』のハ瑞Vについて、「瑞についての『日本書紀』の記載」^{注1}という論考で概括的な纏めをされた岩崎勝美氏は、この「仁徳紀」五十年条の物語に触れて、「(4)(注)当該物語」は日本で産むはずのない鴈が、子を産んだことに對する天皇と武内宿禰の問答歌である。しかし、……単に記と内容がほぼ一致する面だけでとらえることはできない。なぜならば、この問答歌で、天皇・武内宿禰が日本で鴈が子を産むとは聞いていないと確かめあった三年後の条で、

新羅が朝貢してこないことを述べ、さらにこれを確かめるべく上毛野竹葉瀬を遣わしたところ途中で白鹿を獲えたのでひきかえし献まつた。その後竹葉瀬の弟田道が新羅に遣わされて、捕虜の消息によつて新羅の軍を破つたことがのべられている。このことは、日本で鷹が子を産むはずがないのに産んだのは、新羅をしたがえる伏線として仁徳紀五十三年の前に入れて、さらによい兆として竹葉瀬が、途中で白鹿をとらえて献じたことを新羅への派遣記述中にそゝり入れたと考えることができるのではないか。」と非常に興味ある指摘をしておられる。この説とは別に、『仁徳紀』五十三年条については、かつての津田左右吉博士の、地理的記載が全く欠けている上に、百衛というような日本名の新羅人が出て来るから、作り物語であることがわかる（『日本古典の研究』上）という指摘も思い合はせられるが、なお『書紀』の構想からみて、前の四十三年九月八月は月ノ条の八定鷹甘部・曰鷹甘邑ノの記載に引かれて八雁ノの伝承が此処に入れられたとも推察し得るし、後続する五十三年条の物語は、やはり「以下五十五年条にかけて、上毛野君祖竹葉瀬・田道の新羅・蝦夷征討の話。……舒明九年是歳条などの話などとともに、上毛野氏の伝承から取材されたものであろう」（『岩波大系本』『日本書紀』上）の説も捨て難い。岩崎氏は重ねて「仁徳紀では中瑞の雁から上瑞の白鹿にと、しだいに瑞事の高いものを併記している」とも述べられているが、これは『延喜式』記載の中瑞・上瑞の概念を遡及させての論であり、八瑞ノだけに注目しての論がすべての観点を覆い得ようか。「しかし、他にもあてはまるかはこの時点ではさだかでないが、一応注意したい。」と加えられた如く、一試案に留まるであらうし、『書紀』の説話を連続する物語中の一駒ととるより『記』『紀』共にそれぞれ一箇の遊離説話と見るのが至当であると思われる。

三

そこで原点に戻って、『記』『紀』の物語を比較してみると、まずその物語の八時ノの設定に大きな違いのあることが認められる。

これは勿論、『記』『紀』全体に亘り、その編述方針の相違ということで周知の事柄であるが、なお改めて述べれば、『書紀』は明瞭に八五十年春三月壬辰朔丙申ノと克明に記して一事実の記載たる趣きを出しているのである。しかし乍ら、このような記載でも『書紀』全体の記述様態からみると、非常にこの条は物語的といえる。にも拘らず

『記』の説話と比較してみると、所謂単純な比較に於いては、言うまでもなく『書紀』の方が事実の記載、記録的要素が濃厚で、『記』は物語的要素が強いのである。

このような観点からしても、『記』の説話が原記録、あるいは人々の意識、伝承から、どのように説話化されたか、又、その意図は那邊に存したかということが一つの問題点として把握されると思われる。

改めて記すまでもなく『記』は年記を立てず、天皇が八豊楽(トヨノアカリ)したまはむと為てVと語る。八豊楽Vとは本来酒を飲んで顔が赤くなることであるが、転じて酒宴、それも宮中の酒宴をさすという。勿論その酒宴は現今の単なるそれとは異なり、特に「豊の明りの節会」つまり新嘗会を意味する用法も生まれた。新嘗祭の習日、天皇が新穀を召し上がり群臣にも賜うた儀式である。それが『万葉集』巻十九に大伴家持をして八詔に応へむが為に儲けて作るV長歌で八あしひきの 八峰の上の 樛の木 の いや継継に 松が根の 絶ゆること無く あをによし 奈良の都に 万代に 国知らさむと やすみしし わご大君の 神ながら 思ほしめして 豊の宴^{とよ} 見す今日の日は 物部の 八十伴の男の 庭園山に あかる橘 髻華に刺し 紐解き放けて 千年寿き 寿きとよもし 彘ら彘らに 仕へ奉るを 見るが貫さV(四二六六)と歌わせたのであり、少し下って催馬楽にも八美濃山に繁に生ひたる 玉柏 豊の明に 会ふが愉しや 会ふが愉しやV(美濃山)^{注2}と歌われるに至ったのである。『記』の説話の八豊楽Vの時の設定は、万代を寿ぐ意識をその基盤に据えるものであった。

ここにまず、『記』の説話の意図するところを端的に窺うことができる。

四

次に異なるのが物語の八場Vである。

『書紀』は八河内国茨田堤Vを語る。既に「仁徳紀」十一年冬十月条に八又將に北の河の湧を防がむとして、茨田堤を築くVと記載されている。この条には加えて、河伯^{かはらみ}をめぐる武藏人強預・河内人茨田連珍子の話があるが、その後、八是歳、新羅人朝貢る。則ち是の役に労ふVとあり、この点は『記』も八又秦人を役ちて茨田堤及茨田三宅を作り…Vと規を一にするのであるが、『書紀』が当該条に八茨田堤Vを語ったのは、その堤が渡来人らの手に依って

成ったことと雁が季節によって渡来する鳥であったということとの関連によるものであろうか。

対して『記』は八日女島Vと語る。八淀田堤Vを語らなかつたのは『記』編者の用意の存するところであらう。

八ヒメジマVに就いては、古く契沖が『万葉集』巻二・二二八番歌の題詞八和銅四年歲次辛亥、河辺宮人、姫嶋松原見嬢子屍悲嘆作歌二首Vを見て「今は姫嶋といふ所聞えず」(代匠記)と注したが、宣長は「日女島は撰津国西成郡にあり」(古事記伝)と述べ、加えて「難波の古き図を見るに、姫島は、九条島の南に並びたる島にて、今世に、勘助島と云処のあたりにあたれり、大坂の西の辺にて、南によれる処なり、然るを或説には、今稗島と云処是なりと云り、稗島村は、下中島と云処の内にて、大坂の西北方なり、彼古図の地とは合はず、なほよく尋ねて定むべし」と注した。これを承けた現代の諸注釈書は、『記伝』の引いた「安閑紀」二年九月条下の八媛島V、『続日本紀』靈龜二年二月条の八媛島Vなどの記載を加えて検討しながら、「三島郡稗島村」(次田潤氏『古・中島悦次博士』等)、あるいは

『撰津志』も挙げて「西成郡稗島村」(尾崎暢映博士・土橋寛博士『古・倉野憲司博士』等)とし、共に現称は大阪市西淀川区姫島町及び姫里町辺と解く。尤も、この三島郡は明治の郡区編制によって島上・島下二郡の併合して成ったものであり、『倭名類聚鈔』国郡部によれば、当時、西成郡にも島上・島下両郡下にも「稗島」及び類似の称はない。他に、今大正区三軒家方面とする説、東淀川区江口のあたりとする説(喜田貞吉博士『撰津郷土史論』)もあり、その所在は、実は、確かではない。

まさに太田善磨氏が「この所伝そのものが、或時雁が卵を産んだといふやうなめでたい話であり、発端はこれもめでたく「豊樂したまはむが為に」といふばかりである。どこか想定されてゐた島があらうとは言へるが、これだけの所伝では」確定することが困難であらう(朝日版『日本古典』全書『古事記』下)と言われたのが正鵠を得たものと理解される。

五

しかしそこでなお思い合わされるのが、『記』上巻の「大八島国の生成」段に八ヒメ島Vが語られていることである。そしてこの伝を『書紀』が失していることも興味深い暗合といえるのではなからうか。

その伝に曰はく、

故、此の八島を先に生めるに因りて、大八島国と謂ふ。

然ありて後、還り坐す時、吉備児島を生みき。亦の名は建日方別と謂ふ。次に小豆島を生みき。亦の名は大野手比売と謂ふ。次に大島を生みき。亦の名は大多麻流別と謂ふ。次に女島を生みき。亦の名は天一根と謂ふ。次に知訶島を生みき。亦の名は天之忍男と謂ふ。次に両児島を生みき。亦の名は天両屋と謂ふ。

すなわち岐美二神は所謂大八島を生み終えての帰途に六つの小島を生む。その四番目八女島Vなる表記の島名を古来一般に「ヒメジマ」と訓みならわしているのである。しかしこの八女島Vの所在に關しても確定的な論証ができず、古く宣長が「さて此は今筑前の海中玄海嶋と、肥前の名古屋との間の海路にて、同国の唐津より、今道二里許（二里許、カサ）東方にありと云姫島なるべし、又豊後国直入郡の東北の海にも、姫島あれども、其には非じ」(『古事記伝』)と述べたが、現代の諸注釈は「筑前の唐津の東北に姫島といふのがあるけれども、多分豊後の同名の島であらう。」(『次田潤氏新講』)を始めとして、一致して宣長の否定した豊後の姫島を採り、大分県国東半島の東北にある姫島であらう(『中島悦次博士古事評記』・倉野憲司博士・太田善磨氏全書・尾崎暢映博士)と説明している。しかし八還り坐す時(還り坐しし時)Vが普通解される如く「オノゴロ島にお還りになる時」(倉野憲司博士)であるならば、この六島は吉備児島||現児島半島より東に求められるべきではなからうか。そうすれば大阪湾に入り、「仁徳記」の八日女島Vと重なる可能性も生じう。

この六島生みの伝承には、日本全土にわたる大八島の觀念の成立以前に存在した、淡路島を中心とする小範圍の国生み物語の残映をそこに見ることも可能であろうと考えているのであるが、それはともかくとして、この国生み条の八女島Vも「仁徳記」の八日女島Vに關して述べた如く、その所在||現在地への比定を確定する必要はなからう。唯、確認すべきは、各地にヒメ島なる名の島が存在するということと、今一つは、この国生み条の八女島Vに八天一根Vという亦名が付せられている、という点である。

この別名八天一根Vの八根Vの字義に就いてはかつて少しく述べたこともあるが(拙著『古事記』、再言すれば、『記中』に於けるその用例は、神名・人名に多く使われ解釈しにくい点もあるが、神・人名、或いは島の名以外に用いられて

いるのは、上巻、(イ)三神分治条に△根之堅州国▽、(ロ)大国主神受難条に△根堅州国▽、(ハ)大国主神根国訪問条と(ニ)天孫降臨条に△底津石根に宮柱ふとしり▽、(ホ)大国主神国譲り条に△地下は、底津石根にたきこらして▽、(ヘ)天岩屋戸条に△天香具山の五百津の眞賢木を、根こじにこじて▽、中巻には、(ト)「応神記」大山守命の反逆条に△さな葛の根を春き、其の汁の滑を取りて▽等であり、(チ)の例は、現在我々が使用していることばと同じ意味≡植物の根の意に用いられているが、(イ)の例は、さらにその上に「元」になるといふ意を加えたものとして理解することができよう。島の名としては大八島の最後の△大倭豊秋津島▽が亦名を△天御虚空豊秋津根・別▽という。これが現今謂うところの本州であり、その亦名に△根▽字が用いられているのは、日本の根元という意の表われと考えられよう。△女島を生みき。亦名は天一根と謂ふ▽も、△女島▽の△女▽に物を産み出す根元の義を認めた亦名なのであろう。

故に、ヒメシマが根元であり、しかもものを産み出す根元という位置付けを有している限り、「仁徳記」に於いても、日女島と雁の卵とは産み出すものと産み出されたものとして、観念的には容易に結びつく要素を有していたのである。

六

△時▽△場▽の他に、細かい点ではあるが問答の歌の詞章、とくに応答した建内宿禰の歌詞の相違が目につく。すなわち『書紀』の応答歌の冒頭が△やすみしし 我が大君は▽と歌い出すのに対し、『記』は△高光 日の御子▽と歌い出す。後述するように『記』に於いては引続く片歌形式の本岐歌が△汝が御子や▽と歌い出しているのと呼応しており、両々相俟って、仁徳天皇を指したもので、あるいは天皇の御子≡皇子を指したものと、と説が分かれるものとなすのであるが、ここで判断はむずかしい。

唯、殊更に論を立てて言えば、『万葉集』中 45 50 52 162 204 239 261 3234 番歌には△やすみしし我が大君 高照らす(高光る)日の御子▽と慣用的に用いられてはいるが、仔細に検討すれば、四句連続の場合には識別困難な例も多分に存在する(45 162 204 239 261)、けれども△やすみしし わが大君▽ (3 36 38 152 155 159 199 329 917 923 926 938 956 1005 1047 1062 4254 4266 など)は天皇を、△高照らす(高光る)日の御子▽ (167 171 173 など)は皇子方を指すものと、本来は意義を

分けていたものかと推量されるのである。が、ここではその見通しに触れるだけで、その詳細な論議は他日を期したい。

七

仁徳天皇が、ものを産み出す力のあるヒメ島へ出かけて豊楽をする。その島で雁が卵を産んだ。

この八卵Vに関して、近時、大林太良氏が非常に興味ある発言をしておられる(シンポジウム日本神話)。

大林氏は、モンターヌスの『日本志』を挙げて、一六五〇年にオランダの使節の聞いた話として「世界は創造以前には大きな卵に包まれていた。そしてその殻は真鍮でできていた。そしてその卵とともに世界は水上に浮かんでいった。しまいに月が透徹する光線の力をもって、卵の殻の底をいささか引きあげた。その部分が後になって土と石になった。その上に卵は安定していたが、牛がこれを見て真鍮の殻を突き破ってしまった。ここにおいて世界はでき上がったのである。しかしながら牛は困難な仕事をしたために、非常に激しく呼吸をした。その呼吸があるひょうたんのなかに入って、ひょうたんは一人の人間となった。」また、一五六三年の堺からのイエズス会士ヴィレーラの報告として「世界は最初、丸い卵であった、強い風がそれに吹きつけてそれを破った、そのとき、白身から天が、黄身と殻からは海と陸が発生し、そのあとで創造神が出た。」さらに、バステイアンが引用しているモンターニという人の報告として「最高神がもつと下の位の神々に、鉾石から卵を鍛造するように命令した。また、その卵のなかに水・土・空気・木の四元素と、赤・黄・青・緑の四つのおもな色を閉じこめるように命令した。この卵から四元素とおもな色が流れ出して、混合して全世界が発生した。」等を語り、それらを日本で古く語られた宇宙卵生神話の実例とし、それらを根拠として、『書紀』の冒頭の八古に天地未だ割れず、陰陽分れざりしとき、渾沌れること鶏子(卵)の如くして、溟滓りてきざしを含めりVも「たしかに中国の『淮南子』の倣真訓や『三五歴史』の文章で書いていますけれども、まったくあれは外来思想であると拒否することができるかどうかというのは、ちょっと疑問が出てくるのです。」と語って「ことによると『記』『紀』の神話のほかにも、かなり純粹な卵生神話も、同時に存在していたかもしれない。」という見通しの裏付けとしている。

これはシンポジウムの記録で今一つ問題が深化されず、また、その折の発言者である上田正昭氏から「しかし、い

まあげられた十七世紀段階のモンスターヌスとか、モンスターニの報告なんかに出てくる一種の卵生、宇宙卵の記事だけれども、それがそのまま日本神話の『記』『紀』以外の伝承として伝えられていたものかどうか。彼らは東南アジアやフィリピンなどとも接触がかなりあるから、他の地域の知識が架上されたかもしれない。……十五世紀ごろまでの神道関係の伝書などのなかに、卵生的な神話伝承というものがあるかどうかが重要でしょう。ぼくが見た限りではあまりない感じですよ。」という否定的見解が提出されてはいるが、そしてまた、大林氏の指摘が、この「仁徳記」の物語にうまく適合するとは(当該説話が創世神話とは)いいにくいという点があるけれども、反面『記』下巻の冒頭に仁徳天皇が位置し、『万葉集』も仁徳天皇代から始まっていることなどもあり、これは今後の解明すべき問題点の二つといえよう。

八

最後にあげる最も大きい相違点、それは『記』の後半の部分で『書紀』には見られない語りである。

ヒメ島で雁が卵を産んだ。天皇はその状を建内宿禰に問う。宿禰の、琴をいただいて判断した答の歌が八汝が御子や、終に知らんと、雁は卵生らしVという「ほき歌」であった。

この説話を成立させた基盤としては、確かに中島悦次博士が言われるように「琴を弾いて歌つたとは、神降しの作法から出たもの」であり、現実的には「この歌が実際に琴にあはせて歌はれて来たものと見える。」(『古事記評釈』が、『書紀』が採らなかつたこの部分を『記』が加えたのは、そこに『記』の説話として手を加えた者(この場合は多分編者か)の主張があるのであり、引いては『記』編纂の意図が込められているということができよう。

前記した如く、中島博士に「神降しの作法」との指摘があるが、付して言えば、まず八御琴を給はりてVという点は、周知の如く既に仲哀記「神功皇后の新羅征討」の物語に、八故、天皇筑紫の訶志比宮に坐しまして、熊曾国を撃たむとしたまひし時、天皇御琴を控かして、建内宿禰大臣沙庭に居て、神の命を謂ひきVと伝えられているように、琴は神意を伺う呪具の第一であり、この「仲哀記」の物語から推せば、建内宿禰が単に八世の長人・国の長人^{注3}Vであるからという理由だけで天皇が尋ねたのではなく、本来、建内宿禰とは神の託宣を聞き分ける人物であり、又、「気

比の大神」の物語注4よりも神意を伺うに長じた人物であったようである。

だから、その後が続く八本岐歌Vは大変解しにくい歌詞ではあるけれども、将に神の言葉としての重みをもち、神からの祝福の込められているものと理解されたものであつたらう。

歌詞の八汝が御子やVを、契沖は八汝即御子V(『厚顔抄』)と解き、真淵も、天皇がまだ皇子であらせられた時のことであつて、書紀に五十年とあるのは誤伝であると述べ(『古事記和歌略註』)、仁徳天皇自身を指しながら即位前の皇子の時代とみているが、『記伝』をはじめとして近時の土橋寛氏『古代歌謡全注釈』まで、多くの注釈書は單純に天皇を指すものと解いている。これらに対して倉野憲司博士は「汝が御子即ち天皇の皇子の意には解せられないであらうか」と述べ、さらに「雁と天皇、卵と皇子を思い寄せた歌ではあるまいか」(『岩波大系本』)と一案を提示しておられる。確かに「天皇を八汝Vと指す」ところなど諾い難い点はあるけれども、一考を要する解であり、また、八終に知らむとVのハツヒニVも難解の語で、現代でも「つぶさに・くわしく」(武田祐吉博士)・「どこどこまでも・最後まで」(倉野憲司博士)・「末久しく・末長く」(相磯貞三博士・土橋寛氏)など種々の解が出されている。

だが、このように歌詞に種々の解が呈示されていても、歌および物語の意味、内容からみれば、仁徳天皇、およびその皇統に立つ方々が天皇として日本を統治するのだということ、そしてその万歳を祝福したものであり、前節に述べた宇宙卵生説話の残存破片と見れば、仁徳天皇を皇宗とする意味も思い合はされ、歌の意味はどう解釈されても、物語の意図するところは変わりないものと理解されよう。

九

『記』と『書紀』との双方に見られる、同趣の内容を有する説話を比較・検討することによって、『記』が如何なる意図で編纂されたかという編者の意図、遡つては企画された天武天皇の意志が窺える。

「仁徳記」の一説話だけでは充分にそれを説明することができないのは当然であるけれども、本稿で検討した結果に就いて言えば、明らかに天皇万歳という皇統贊美の高唱以外の何ものでもなく、『記』編纂意図に関する通説を再確認するに過ぎないものであつた。唯、ここで明らかに認識し得たのは、坦々とした『書紀』の筆法に対して、一編

の説話としてまとまりをつけ、短編に完結させた『記』の手法であり、その本来の意義と共にわれわれは『記』の文性の表出をも汲み取ることができるのである。

そして更に一つ、明確にそれと姿は見せていないが、霧の彼方に見え隠れしたのは、仁徳天皇を一系の皇祖とし、神武―応神の中巻とは明らかに区を画して編纂した皇統意識・歴史意識ではなかったろうか。

註1 『国学院高等学校紀要』第十三輯（昭和四十六年度版）所収論文、昭和四十六年十一月刊。

2 一条兼良『梁塵愚案抄』に「この歌は承和帝の大賞会の悠紀の風俗の歌なり」と注される。

3 岩波版日本古典文学大系『日本書紀』上では「あなたこそ、この世の長生きの人だ。あなたこそこの国の第一の長生きだ。（それだからお尋ねするのだが）」と歌意をとっている。

4 仲哀記に入故、建内宿祢命、其の太子を率て、禊せむと為て、淡海及若狹国を経歴し時、高志の前の角鹿に仮宮を造りて坐さしめき。爾に其地に坐す伊奢沙和氣大神の命、夜の夢に見えて云りたまひしく、「吾が名を御子の御名に易へまく欲し。」とのりたまひき。爾に言術きて白ししく、「恐し、命の随に易へ奉らむ。」とまをせば、亦其の神詔りたまひしく、「明日の旦、浜に幸でますべし。名を易へて幣献らむ。」とのりたまひき……Vの物語がある。

〔付記〕 本稿は昨年五月二十日、鳥根大学で開催された昭和四十八年度上代文学会大会で口頭発表した要旨を補訂したものである。